

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | |
|---|-----------------|---------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | | 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (産業廃棄物処理に係る特定施設の整備事業の用に供するために地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合) |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 | 所得税、法人税 |
| | | ② 上記以外の税目 | |
| 3 | 内容 | | 《制度の概要》 産業廃棄物処理に係る特定施設の整備事業の用に供するために地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は 1500 万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。 |
| | | | 《関係条項》 租特法第 34 条の 2 第 2 項第 15 号 租特法第 65 条の 4 第 1 項第 15 号 |
| 4 | 担当部局 | | 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | | 評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 29 年度 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | | 平成6年度創設 |
| 7 | 適用期間 | | 恒久 |
| 8 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物処理施設の整備を促進することにより、廃棄物の適正処理を確保する。 |
| | | | 《政策目的の根拠》 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 循環型社会の形成の推進 |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物の最終処分量を平成 32 年度までに、平成 24 年度比で約 1 パーセント削減する。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数を平成 32 年度に 10 年程度とする。 |
| 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業廃棄物処理施設の整備を促進するためには、安定的な資本力、適正なノウハウや信頼性、公共性を有する者による整備が効果的であり、本税制により、公共関与による効果的かつ安定的な廃棄物処理施設の整備が促進されることになる。 | | | |

| | | | |
|----|-------------|----------------------|---|
| 9 | 有効性等 | ① 適用数 | 本税制の適用を受ける者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却した個人又は法人であり、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していないが、本税制が講じられることにより、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共関与による整備が促進されているものと考えられる。 |
| | | ② 適用額 | — |
| | | ③ 減収額 | — |
| | | ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 優遇措置の適用により、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共関与による整備が促進されており、廃棄物の適正処理の確保に一定の効果があるものと考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 産業廃棄物の最終処分量については、平成 24 年度実績において約 1,300 万トン、平成 25 年度実績において約 1,200 万トン、平成 26 年度実績において約 1,000 万トン、平成 27 年度実績において約 1,000 万トンと着実に減少しているところ。また、最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 16.6 年(平成 27 年度実績)となっている。</p> |
| | | ⑤ 税収減を是認する理由等 | 廃棄物の排出量は今なお高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄等の不適正処理は、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない中で、公共関与による廃棄物処理施設整備の緊急性、重要性は極めて高く、適正な処理のための条件整備を着実かつ継続的に行う必要があり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することが必要不可欠。 |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 制度の対象となる土地等は、法令の規定に基づき国の認定又は認可を受けて整備される施設の用に供される土地等と定められており、本措置の対象範囲は妥当であると考えられる。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 「特定施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務保証制度」 当該債務保証は金融機関からの資金の融通を確保するためのものであり、用地の円滑な取得を目的としている本税制とは趣旨が異なるものである。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 11 | 有識者の見解 | | |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | | |

| | | |
|----|------------------------|-----------|
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 平成 25 年8月 |
|----|------------------------|-----------|